

新型インフルエンザ等対策推進会議
基本的対処方針分科会（第1回）議事録

1. 日時 令和3年4月1日（木）10：00～12：10

2. 場所 中央合同庁舎8号館 講堂

3. 出席者

大竹 文雄 大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授
岡部 信彦 川崎市健康安全研究所所長
押谷 仁 東北大学大学院医学系研究科微生物分野教授
尾身 茂 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
釜范 敏 公益社団法人日本医師会常任理事
河岡 義裕 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長
小林 慶一郎 慶應義塾大学経済学部教授
鈴木 基 国立感染症研究所感染症疫学センター長
竹森 俊平 独立行政法人経済産業研究所上席研究員（特任）
田島 優子 さわやか法律事務所弁護士
舘田 一博 東邦大学微生物・感染症学講座教授
谷口 清州 独立行政法人国立病院機構三重病院院長
中山 ひとみ 霞ヶ関総合法律事務所弁護士
長谷川 秀樹 国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長
武藤 香織 東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
脇田 隆字 国立感染症研究所所長

《オブザーバー》

飯泉 嘉門 全国知事会会長
長谷川知子 日本経済団体連合会常務理事
石田 昭浩 日本労働組合総連合会副事務局長

《事務局》

（内閣官房・内閣府）

西村 康稔 国務大臣
赤澤 亮正 内閣府副大臣
和田 義明 内閣府大臣政務官
吉田 学 新型コロナウイルス感染症対策推進室長

井上	肇	新型コロナウイルス感染症対策推進室次長
池田	達雄	内閣審議官
奈尾	基弘	内閣審議官
三浦	明	内閣参事官
林	幸弘	政策統括官（経済財政運営担当）

（厚生労働省）

田村	憲久	厚生労働大臣
三原	じゅん子	厚生労働副大臣
こやり	隆史	厚生労働大臣政務官
樽見	英樹	事務次官
福島	靖正	医務技監
迫井	正深	医政局長
正林	督章	健康局長
佐々木	健	内閣審議官

○事務局（三浦） 定刻となりましたので、ただいまから第1回基本的対処方針分科会を開催いたします。

開催に当たりまして、政府対策本部副本部長の西村国務大臣から挨拶をさせていただきます。

○西村国務大臣 皆さん、おはようございます。お忙しいところ、本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、事務的なお話ではありますが、従来、基本的対処方針等諮問委員会と呼んでおりましたこの会議体であります。今回の特措法の改正におきまして、法的根拠を一層明確化するために、これまで有識者の意見を聴くというふうにしておりましたが、法律上、「新型インフルエンザ等対策推進会議」という会議を正式に位置づけをいたしました。そして、その推進会議の下に、今日のこの基本的対処方針分科会という形で、従来、諮問委員会という名前でありましたけれども、名称を変更して行う最初の会議ということになります。

従来の諮問委員会と役割が変わるわけではありませんし、むしろ法律でより明確化したということですので、引き続き、それぞれの専門のお立場から、御経験などにも基づきながら、ぜひ幅広い観点での忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

感染状況についてであります。御案内のとおり全国的に増加傾向にあります。関西は明らかに増加をしており、首都圏は微増傾向ということだと思います。本日から飲食店の時短が始まる沖縄県、あるいは昨日クラスター発生が明らかになりました青森県など、一部地域においても感染が拡大しております。私自身、それぞれの都道府県の知事と緊密に連携をしながら、何としても感染拡大を防ぐ、リバウンドを防ぐということで全力を挙げているところであります。それぞれの知事と高い警戒感を共有しているところであります。

特に変異株につきまして、関西圏で非常に増えているわけではありますが、後ほど田村大臣からもあると思いますが、昨日のアドバイザリーボードでも大変な脅威であるということが指摘されております。感染力が従来よりも強いということ。また、重症化をもたらす可能性があるといったことも念頭に、これまで以上に警戒感を強めて、そして、しっかりとした対策を行っていかなければいけない、そういった思いをいたしております。

こうした中、本日は特措法で認められましたまん延防止等重点措置を実施する区域と期間につきましてお諮りをしたいと考えております。具体的には、大阪府、兵庫県、そして宮城県を対象に、4月5日月曜日から5月5日水曜日までの31日間、まん延防止等重点措置を実施することとしたいと考えております。

もう御案内のとおり、特措法の改正により創設をいたしましたまん延防止等重点措置

でありますけれども、感染拡大の状況を踏まえて、特にステージⅢ相当の対策が必要な都道府県、そういった状況になっている場合に、さらに緊急事態宣言が視野に入るステージⅣに行かないようにするために、その都道府県のある地域で感染が広がっている場合に、その地域、期間、あるいは業態を絞って対策を講じることによって、感染拡大を抑え、その県内に広がることを抑えていこうとするものであります。

今、申し上げたのは基本的対処方針に書かせていただいていることではありますが、この点を今申し上げた大阪府、兵庫県、宮城県に当てはめてみますと、一部の指標でまだステージⅡ段階のものもあります。例えば大阪、兵庫の陽性率、あるいは宮城県の重症者のベッドなどステージⅡ段階のものもありますが、全体としてはステージⅢ相当の指標が多く出ておりまして、そうした中で、特に新規陽性者の数、1週間10万人当たりの指標はいずれもステージⅣ相当となっており、その中でもそれぞれの中心部、大阪市や神戸市、仙台市は、特に感染が広がっている状況にあります。私自身こうした状況をそれぞれの知事と緊密に連携を取りながら、感染状況、病床確保の状況などを確認し、共有をして、また、強い危機感を持って連携をし、対策を講じてきたところでありますけれども、いずれも感染が拡大してきております。

そうした中で昨日、大阪府の吉村知事から正式にまん延防止等重点措置の対象とするよう要請がございました。これは法律上でこういう要請ができることになっております。

また、兵庫県の井戸知事からは、本日兵庫県の対策本部を開いて、国に要請をする予定、そういうことを決める予定であるということで、昨日連絡をいただいております。

また、宮城県の村井知事からも、こうした大阪府などの要請がある中で、宮城県としてもまん延防止等重点措置の対象とすることも併せて検討いただきたいという旨のお話が昨日ございました。

こうした状況を踏まえまして、本日、皆様方にお諮りをするものでございます。今、申し上げましたとおり、それぞれの地域で、大阪府は大阪市、兵庫県は神戸市と阪神間の西宮、尼崎、芦屋、宮城県は仙台市を措置する区域として指定することを予定していると承知しておりますが、いずれにしましても、集中的な対策を取ることによって、その地域で感染を抑え込んでいく、そしてステージⅣに行かないようにするということがあります。それぞれの区域におきましては、20時までの時短要請を行う、そしてイベントについても県全体で上限5,000人ということで、対策を強化していくことになります。

また、こうした取組に加えて、変異株の脅威を念頭に置きながら、さらに強力な対応を行うことが必要だと考えております。法律上明記されております20時の要請をした場合、それ以降、飲食店にみだりに出入りしないよう住民に対して要請を行うこと。また、飲食店に対して、これまでの換気の徹底に加えて、本日、アクリル板の設置についても厚労省の告示で明記をする予定と承知しておりますが、これらについても徹底的に飲食店の見回りを行って、アクリル板、換気、そして会話のときのマスクの奨励といったことを徹底して行っていただくために、呼びかけ、見回りを徹底して行うということであ

ります。既に吉村知事からこうした表明もなされているところであります。

あわせて、昼カラオケなどでクラスターが発生していることを踏まえまして、主として飲食を業とする店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、そのカラオケ設備の利用自粛も要請したいと考えております。

また、不要不急の外出、移動の自粛、あるいは混雑している場所、時間を避けての行動、活動。引き続き出勤者数7割削減のテレワーク。高齢者施設などにおけます従事者に対する頻回検査。それから、私どもの行っておりますモニタリング検査も、感染拡大している地域の事業所、工場といったところに重点的、集中的に行いたいと考えております。もちろん病床、宿泊療養施設の確保といったことを全体としてそれぞれの府県で取り組んでいただきたいと考えております。

時短要請の協力金につきましても、20時までの時短を行う予定としておりますけれども、これまで緊急事態宣言の後も日額4万円、月額換算120万円としておりました支援の最低水準は維持した上で、国会での議論も踏まえまして、公平性や円滑な執行に配慮しつつ、経営への影響の度合いに応じた支援となるよう、規模に応じた仕組みを行いたいと考えておまして、今、詳細を急ぎ詰めているところでございます。

今申し上げたような内容につきまして、本日、基本的対処方針の変更についてもお諮りをしたいと考えております。忌憚のない御意見をお願いできればと思います。

今回初めてまん延防止等重点措置を実施することとなりますけれども、何とせよリバウンドを防ぐ、再拡大を防ぐ、この観点で府県と連携をして、徹底的な対策を行って、抑え込んでいきたいと考えております。特に変異株のことを頭に置きながら、強い危機感を持って対応していきたいと考えております。

特に昨年、この3月、4月の時期に感染が拡大し、緊急事態宣言を発出したという経験、そして12月に飲食であれだけの感染が出たということ。今回さらに変異株ということがあります。徹底した対策を講じることによって抑え込んでいきたいと考えておりますので、本日、また忌憚のない御意見をいただければと思います。

○事務局（三浦）　続きまして、同じく政府対策本部副本部長の田村厚生労働大臣から挨拶をさせていただきます。

○田村厚労大臣　おはようございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、朝から御参加いただきましたこと、ありがとうございます。

冒頭、厚生労働省の職員が深夜、大人数で送迎会ということで、大変御迷惑をおかけいたしました。この場でも、この年度末、歓送迎会は控えるように国民の皆様方にしっかりとお伝えしていくというようなお話があったわけではありますが、所管する官庁である厚生労働省においてこのような不祥事が発生いたしましたこと、心から深くおわびを申し上げます。

もう処分をしまして、それぞれの職員もしっかりと反省をしております。これは一部署ではなくて、厚生労働省全体でもう一度認識を改めて、国民の皆様方の信頼をしっかりといただけるような、そんな組織に生まれ変わってまいりたいと思っております。本当におわびを申し上げたいと思う次第であります。

さて、評価の話は今、西村大臣からもありましたけれども、状況が、昨日も新規感染者が2,800人を超える。そして、1週間の移動平均が2,000人の大台に乗ってまいりました。そういう意味では、危機感をしっかりとっておるわけでありましてけれども、昨日アドバイザーボードをお開きいただきまして、色々な御議論をいただきました中で、感染が増加している地域では効果的な感染抑制のための取組が必要であり、飲食店に対する適切な時短要請や外出自粛要請、検査を遅滞なく実施できる体制の充実などの対応が求められる。その上で、さらなる感染拡大に対応するための医療提供体制や公衆衛生体制の確保が必要であると。

さらには、大都市圏は人口が多く、感染が継続した場合の他地域への影響も大きい。特に大阪では多数の感染者が発生している中で、今、西村大臣からもお話がありました変異株の報告の割合が非常に増加しているということをございまして、今後も感染拡大が予想されるということで、速やかに適切な対応が必要である、このような御評価もいただいております。

そして、年度初めの恒例行事などに伴う宴会、旅行はなるべく避けていただくよう、改めて危機感を共有できるメッセージの発信が必要であると、このような御意見をいただきました。

今日、まん延防止等重点措置に当たって御議論をいただくわけでありましてけれども、これが適用されることに当たっては、厚生労働省所管の高齢者施設に関しましては、定期的に頻回に検査を行っていただくよう、都道府県にしっかりとお願いをしてまいりたい。クラスターが発生した場合には重症化のリスクが高いわけですので、厚生労働省といたしましても、その支援も徹底して行ってまいりたいと思っております。

それと同時に、患者が拡大してくる可能性がございます。そういう意味で、即応病床、すぐに入院できる病床、それからホテル等々の療養施設を速やかに最大限確保いただくようにということをしつかりとこの中に盛り込ませていただきながら、体制の整備に着手いただくよう、我々も協力をさせていただきたいと思っている次第であります。

本日、このような状況の中で皆様方にお集まりいただいたわけでありまして、忌憚のない御意見をいただいて、最終的に色々な御判断をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○事務局（三浦）　こちらで、報道の皆様には退室をお願いしたいと思います。

（報道関係者退室）

○事務局（三浦） 冒頭、西村大臣から御説明がございましたが、本日は改正特措法に基づく基本的対処方針分科会の第1回目となります。お手元の参考資料2のとおり、基本的対処方針等諮問委員会から引き続き19名の皆様に委員をお願いしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の出席状況ですが、井深委員、川名委員、朝野委員が御欠席です。

また、御意見を頂戴するため、全国知事会から飯泉会長、日本経済団体連合会から長谷川常務理事、日本労働組合総連合会から石田副事務局長に御出席いただいております。飯泉会長、長谷川常務理事はリモートでの御参加となっております。

その他のリモート参加の委員は、お手元の座席図のウェブ参加者席の欄に記載のとおりでございます。

谷口委員が10時半頃からの御出席、長谷川理事は10時半頃御退席の予定と伺っております。

なお、本分科会については非公開でございますが、議事の内容を記録し、公表することとさせていただきます。

それでは、議題（1）「分科会長の選任について」に移りたいと思います。

お手元の参考資料1のとおり、新型インフルエンザ等対策推進会議令第4条第3項に「分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する」と規定されております。

誠に僭越ではございますが、事務局といたしましては、本分科会の前身であります基本的対処方針等諮問委員会の会長を務めていただきました尾身茂委員に、引き続き本分科会の分科会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局（三浦） どうもありがとうございます。御異議がないようでございますので、尾身委員に分科会長に御就任いただくということで決定させていただきます。

それでは尾身分科会長、恐縮ではございますが、分科会長席にお移りいただきたいと思っております。

（尾身分科会長、分科会長席へ移動）

○事務局（三浦） どうもありがとうございます。新型インフルエンザ等対策推進会議令第4条第5項に「分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と規定されております。尾身分科会長、会長代理の指名についてはいかがでしょうか。

○尾身分科会長 皆さん、またよろしくお願ひします。分科会の会長代理としては岡部委員を提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○尾身分科会長 よろしいですか。では、岡部委員、よろしくお願ひいたします。

○事務局(三浦) 分科会長、どうもありがとうございました。新型インフルエンザ等対策推進会議令第4条第4項に「分科会長は、当該分科会の事務を掌理する」と規定されておりますので、こちらからの進行は分科会長にお願ひしたいと存じます。

○尾身分科会長 それでは、今日は第1回の分科会ということで、大変大事な会議ですので、またよろしくお願ひいたします。

まず「基本的対処方針の変更について」ですが、最初はアドバイザーボードの検討状況について、脇田委員、お願ひいたします。

○脇田委員 <参考資料3を説明>

○尾身分科会長 ありがとうございました。それでは、基本的対処方針の改定案について、内閣官房からお願ひします。

○事務局(池田) <資料1、資料2、資料3、資料4、参考資料4を説明>

○尾身分科会長 どうもありがとうございました。それでは、2つのプレゼンテーションについて、質問等はございますか。まずは竹森委員。

○竹森委員 今の説明で、まん延防止対策が単に緩い緊急事態宣言ではない。ピンポイントで飲食に重点を置き、しかも感染の拡大が予想されるところに集中的な検査をする、深掘りをする政策だということが分かりました。

他方、これは地域的にもピンポイントな政策で、今、大阪市という例を出されましたけれども、今回は兵庫と大阪が対象で、京都は外されております。これまでは関西圏を一緒に扱ってきて、大阪、神戸では酒を飲めないけれども、京都だったら酒を飲めるということになったら、そこに人が集中する問題があるのではないかという議論したと思うのですが、このようにピンポイントで地域を特定化し、広域的に関西圏や首都圏として扱わない方法で問題ないのかどうか、取りあえずこれでやってみるということなのか、

それがまず質問の第1であります。

質問は大きく3つありまして、2番目ですが、私は緊急事態か、そうではないか、というゼロかイチの選択はまずくて、間の段階が必要だと思っていましたので、まん延防止策というピンポイントに絞った政策が行われることは非常に歓迎します。

これはできるだけ発動がしやすいようにして、色々な自治体がさまざまな事情で必要だというときはできるだけ認められるように、こちらもルールに従っていればそのまま認めるというようにしてもいいと思うのです。

他方、まん延防止を扱うということで、分科会には色々な情報が入ってくるわけです。感染の状況の情報はこれまでも入ってきましたけれども、新しい情報はさまざまな政策に呼応して感染状況がどのように変わったかという情報。これが重要だと思うのです。つまり、緊急事態をやっていたが、やめた、それで今度はまん延防止等重点措置をした。こういうシナリオが1つある。あるいは、全く問題がないところからまん延防止等重点措置を発令したという第2のシナリオもあります。色々なシナリオに応じて感染の経路に違いが出てくると思うので、これをきちんと読み取っていけば、どういう政策が有効で、この政策からこの政策へ移るのは気をつけたほうが良いといったことが見えてくると思うので、今後ぜひ事務局の方に、Aという政策からBという政策に移ったときにどういう効果が出たかというデータを追いかけて、政策の効果を確認してもらいたいと思います。

3番目は、3月21日までは東京が緊急事態で、関西は解除された状態だったのが、今は東京については何も指令がなくて、関西がまん延防止策の対象になったという一種の逆転現象についてです。私は東京を解除していかどうか議論された時に、関西の状況と見比べるべきだと申し上げてきたのですが、その後も関西がこれだけ急カーブで上昇していったのは非常に懸念すべきことで、まん延防止策で十分なのかどうかという問題もあると思うのです。

参考資料3の3ページに感染状況のカーブがあるのですが、大阪の場合、3月10日から16日の週で7.36であったのが、17日から23日で10.91人になって、24日から30日で24.77人ですよね。前回議論した17日から23日ぐらいの段階で既にかなり懸念すべき状態だったのが、さらにそこから上昇してしまった。一体何が起こったのかを徹底して議論すべきではないかと思えます。

前回の会議で押谷先生が、関西の状況は簡単な数字だけでは分からない、もっと深刻な問題があるのだと指摘されまして、それが非常に記憶に残っているのですが、そういうことも含めて何が起こったのかを確認してもらいたい。

逆に申しますと、この間は関西を見て東京が解除して大丈夫かを議論したのですが、今回も、関西を見て、東京は解除したままで大丈夫かということも議論すべきである。東京の緊急事態の解除を2週間待ったときに尾身会長がこの2週間は体制づくりだとしっかり言われました。積極的検査をする、モニタリングをする、重点政策を決めてそ

れを徹底的にやっっていく2週間だと言われました。幸い東京は増えてはいるけれども、今の関西のような急カーブにはなっていない。これは何で抑えられているのかというのもポイントで、もし重点的に行った検査やモニタリングがある程度効果があるということならば、ぜひそのデータを出していただくと参考になると思います。関西を見ていますと、最初、解除された1週間目ぐらいはまだ気をつけているのが、だんだん気持ちが緩んできて、4週間目ぐらいになるともう大丈夫だということになって、ばーっと増えるのかもしれませんが、そうだとすると、次に心配になってくるのは、今後の東京だと思いますので、関西から見比べて、東京の場合、何に気をつけたらいいかということも考えていただきたいと思います。

また、東京にまん延すると本当に大変なことになると思うので、ぜひ、東京でそれが起こるような事態は防いでいただければと思います。

○尾身分科会長 ありがとうございます。それでは、長谷川常務理事が退席ということなので、どうぞ発言してください。

○長谷川常務理事（経団連） 今回御提示いただきました基本的対処方針の改定案に関しては、経団連として賛同申し上げます。新規感染者数が全国的に増加傾向にあり、特に大阪府を中心に感染拡大の傾向が顕著であるということで、危機感を強める状況にあると思っております。

経済界といたしましては、これ以上の感染拡大によって、また緊急事態宣言を発出するという状況は何としても回避しなくてはならないと考えておりますので、感染拡大傾向が見られる地域については躊躇なく対応すべきと考えております。

そうした観点から、今回、宮城県、大阪府、兵庫県を対象にまん延防止等重点措置を適用するということには賛成申し上げます。今回の対象地域だけではなく、感染拡大の予兆が見られる地域については、その地域の感染状況や医療体制等を踏まえて、ピンポイントで集中的に、そして柔軟かつ機動的な対応をお願いしたいと思っております。

特に今回の対策の中の、「病床・居室の最大数の確保」という取組につきましては、ぜひ病院や民間などとの連携で早急に対応していただきたいと思いますと思っております。

本日、新年度を迎えまして、研修や異動の挨拶などの機会もこれからまた増えると見込まれる時期でございます。この点、経団連といたしましては、3月22日に全会員企業に対しまして、オンライン会議の利用や、会食の際の感染リスクの防止を徹底するように呼びかけたところでございます。

政府におかれましても、ぜひ引き続き、まん延防止等重点措置等の必要かつ効果的な政策によって、何としても感染拡大を小さな流行のままで食い止めるよう、お願い申し上げます。

○尾身分科会長 ありがとうございます。それでは、飯泉知事、どうぞ。

○飯泉知事会長（全国知事会） 今回、いよいよまん延防止等重点措置が発動となるわけですが、こちらにつきましては、まず国に対して、この制度の創設に感謝を申し上げたいと思います。我々全国知事会としては、緊急事態宣言は経済に大打撃を与える。これを出さなくても知事が地域を限定して強力な措置を打つことができる。できれば抑止力としての罰則などを設けていただきたい。この提言をし、総理、そして西村大臣はじめ皆さん方に御尽力をいただき、特措法が改正され、まん延防止等重点措置が制度化をされたところであります。

さらには、これを発動するに当たっては、知事たちからの提言に対して速やかに対応していただきたい。場合によっては、国のほうからエビデンスに基づいて知事たちの背中を押していただきたい。この2つを申し上げたところ、今回、大阪府からの提言を速やかに、また、宮城県、兵庫県の両知事の背中を押していただいて、今日この3府県に対してまん延防止等重点措置の発動となったところであります、こうした点につきましては高く評価を申し上げたいと思います。

そこで今、竹森委員からもご意見が出て私も同感なのですが、まん延防止等重点措置を出したからこれで防ぎ切れるのか、ここが大きなポイントになってくると思います。長らく緊急事態宣言の再びの発動もあったわけでありまして、そうしたエリアにとってみますと、年度末、年度初めといった点もありまして、緩みという言葉が先ほど出たところではありますが、どうしてもここは我慢の限界といったところが出てくる。

例えば東京などにおきましては、緊急事態宣言の中にあつたとしても時短要請を破って、また、そうして営業しているお店に長蛇の列ができる。こうしたこともあって、このまま緊急事態宣言を出していても結局は意味がなくなってしまう。最終手段が生きないということでは意味がないということもあるわけでありまして、そうした意味では、先ほどもあつたように、緊急事態宣言は二度と出すことがないように、このまん延防止等重点措置を、ヒットアンドアウェイではありませんが、効果的に、そしてあまり長くなく出していく。そして、まん延防止等重点措置を出すに当たって、一段と踏み込んだ感染防止対策と、社会経済活動を何とか維持していく。この両立が図れるような対策を具体的にやっていく必要があるのではないかと、このように思うところであります、何点か提言をさせていただきたいと思います。

まずは当然のことながら、今、クラスター、特に変異株などが徳島においてでもそうなのですがあちらこちらで多発しております。そこで、何としても感染源あるいは感染ルートを特定してリンクを断つ、またクラスターを封じ込める、そうした意味での積極的疫学調査により一層の御協力を、今回宮城県に対しても国あるいは全国知事会で協力をして、保健師や看護師の皆さんを送らせていただいているのです。宮城県があれだけ伸びてくるといった点について、特に感染経路不明の割合が非常に高い。それは仙台市

などにおいてこの積極的疫学調査が限界を超えてしまっている。そうした場合には、機動的に保健師さんを出して、徹底的に封じ込める。こうした点を速やかにやっていく。そうしたシステムチックな点が必要になるのではないかとまず思っているところであります。

また、変異株についてのサーベイランスの強化はぜひとも行う必要がありますし、その意味で、先ほど若い皆さん方がというところがありました。時節柄もあるわけではありますが、ぜひこの変異株の感染力あるいは特性、また対処方法といったものについて、あるいは前々から申し上げているコロナの後遺症といった点について、エビデンスに基づいて国民の皆さん方に迅速な情報提供をお願いしたいと思います。

そして、ここがポイントになってくるわけではありますが、例えばモニタリングの話です。当然モニタリングも行っていく必要があるわけではありますが、例えば今、緊急事態宣言を解除した都府県に対して行っている、これは国費10分の10で行われているわけなのですが、3月21日現在で6,249件のモニタリングが行われ、陽性はこのうち6件だけなのです。比率にすると0.096%。

京都府は逆にターゲットを絞って、リスクの高いという高齢者施設の従業員2万2000人を対象に行ったところ、結果、陽性は2名なのです。0.009%。広島県はこの対象ではなかったわけではありますが、広島市を中心に80万人にやろうと。しかし、感染拡大がある程度抑えられたといったこともあって、結果的に行ったのは6,573人、これに対しての陽性は4人なのです。0.0061%。しかも、この部分については行政検査ということですから、地方が2分の1負担をしているといった点もあり、今後大々的に行う場合に2点問題があって、効果的などころ、どこにこれを打つのか。それから、このまん延防止等重点措置にしてもそうですし、緊急事態宣言卒業組もそうなのですが、国が全面的にこれを措置していただく。こうした点はこれからの大きなポイントになるのではないかと、このように思っております。

そこで、社会経済活動も限界になっているということで、実は今、全国の中でも二分されてしまっているのです。緊急事態宣言の発動のあったところについては、時短要請などでかなり手厚い措置、例えば地方創生臨時交付金に特別枠が設けられているのです。しかし、感染を抑え、一生懸命新しい生活様式にのっかってやったところも閑古鳥が鳴く。しかし、そこには別枠での支援といったものはないところでもあります。

今、34道府県におきましても、政府与党に対してこうした不公平感が実は各店においても、また、利用者の皆さんにおいても、どこの店を使ったらいいのかといった点によく分からないところがある、こうした点が指摘されております。

そこで、例えば山梨県、徳島県、鳥取県などでは、尾身分科会長が昨年5月のゴールデンウィークのときに出された「新しい生活様式」を受けまして、昨年6月から直ちに、先ほどのアクリル板の話であったり、換気、空気清浄機を入れたり、窓を開けたり、工事を行う。こうした新しい生活様式を行うための支援を行っているのです。

徳島の場合には、例えば工事などを伴うものでは100万、あるいは換気を行う空気清浄機を入れる、アクリル板を入れるのは50万、システムをデリバリーに変えるのは20万、こうしたものをどんどん行い、そして、このたび徳島は全国で唯一休業要請をかけてこなかった県ということもあります。しかし、徳島ももう飲食はもたなくなっているのです。

そこで、県議会の了解もいただく中で、新しい生活様式にのっとり、そのガイドラインを業界のほうで認めたところに対して、申請を受けた場合には50万出していく。そして、ステッカーをはっきり貼って、つまり認定店という形を取りまして、ここであれば入っても安心なのですよと。しかし、これから行うためには、こうしたお店に対してより安心なんだということで、協力を求めて、ここにいわゆる簡易検査キットあるいは抗原定性検査など、すぐに結果の出るものをどんどんモニタリングでやっていく。そして、ここは大丈夫ですよ、あるいはもしぱっと出たら直ちにそこで通報いただく。こうした経済活動を応援すると同時に、まん延の防止、感染拡大を抑える、モニタリングの重点化をこうした形で行って、それが利用者の皆さん方にも分かる形、また、事業者の皆さん方もそうであればお客さんを招くことができるといった形を併せて取っていかなければ、なかなか厳しいのではないかと考えておりますので、ぜひ、地方創生臨時交付金の中に、緊急事態宣言などを出されたところではない、これから対策を行っていく、防いでいくところも含め、新たな特別枠で今、申し上げたようなスキームを全国で行えるようにしていただきたいなと思っております。

また、この日曜日にも全国知事会を招集いたしまして、それぞれの様々な対策を集めて、来週には国のほうにも提言をしていきたい。菅総理から言われておりますので、我々も国と一致結束いたしまして、何としまもまん延防止等重点措置の発動をヒットアンドアウェイで行って、しかも全国で感染拡大を抑える。そして、全国の皆さん方が飲食店などを安心して利用できる、そうした体制に今後切り替えていく、一段とアクセルをふかす、そうしたものに邁進していきたいと思っておりますので、ぜひ尾身分科会長をはじめ皆様方には御理解をいただきたいと思っております。

○尾身分科会長 どうもありがとうございました。それでは、小林委員。

○小林委員 質問を1つと、コメントを3つ、簡単にさせていただきたいと思っております。

質問は、対処方方針の25ページに高齢者施設の従業者の頻回検査の話が出ておりますけれども、どのぐらいの頻回なのか。例えば1週間に1回程度というような数字の目安がたしか案の段階では少し検討されていたのではないかと思います。そのような数字の目安を入れたほうがいいのではないかと思います。これはどうなのでしょう、入れなくても大丈夫なのでしょうというのが1つ質問です。

最初のコメントは、まず、変異株の患者さんを受け入れる医療提供体制の対応につい

てです。変異株については、今、一般のコロナ患者とは違って、原則入院、そして原則個室、退院するときには2回のPCR検査で陰性確認が取れるまで退院できないということになっているわけですが、これだと医療の現場でベッドを占有して、医療逼迫を引き起こすおそれが大いではないか。昨年春の状況と同じようなことが起きるのではないかという懸念があります。原則入院、原則個室と書いてあるのは書き換えて、現場の判断によって入院や個室にするというような、現場が柔軟に判断できるような事務連絡の書き方に変えるべきではないかと思います。

また、宿泊療養施設に入ってもらおうということを実原則とすべきだということだと思いますので、現場でベッドが足りなくなると、対応できなくなるというようなことになりにくいようお願いをできればと思います。

2つ目、営業時短などの措置の強化の話と財政支援の問題についてです。今話題になっている変異株は感染力が5割程度強いわけですから、対策もそれに応じて5割程度強くしないといけないということなのだろうと思います。もっと強い措置を取って、感染者を早く減らして、そしてそういう強い措置は早く解除するというスピードが必要なのではないかと思うのです。

強い措置というのは、例えば時短だけではなくて休業を要請する、あるいは飲食店だけではなくて、週末のデパートなどにも休業や時短を要請するというようなことなのかもしれません。そして、その措置を解除する条件としても、東京でこの間、緊急事態宣言が解除されたのは、1日300人程度の新規感染者数で解除ということになりましたけれども、こうやってリバウンドしているわけですから、1日100人程度を目指して、短期間で感染者を強く抑え込んで、それから解除するということが経済コストの面から言っても望ましいのではないかと思います。

そのときに、こういう強い対策を導入するのであれば、当然、先ほど飯泉知事からも色々お話がありました経済支援のメニューを増額する、拡充するということが必要だと思います。逆に、財政支出が増えるということに惜しんで強い対策を打つのが遅れてしまえば、結果的に感染が広がって、再び緊急事態宣言をかけなければいけなくなる。そうすると、経済に強いブレーキがかかって、結果的に税収も落ちる。そうすると、最初から言えば、財政支出をなるべく出さないようにという意図で強い対策ができないと、結果的に税収が減って財政が悪化するという合成の誤謬のような結果になりかねない状況ではないかと思います。ですので、財政支出について、私は財政再建派ではあるわけですが、こういう非常時においては、自治体あるいは事業者に対する財政支出は思い切って出していく。そして、必要な強い対策が迅速に打てるようにすることをぜひお願いしたいと思います。

3つ目は水際対策であります。あるいは、新たな変異株に対する水際対策であります。今、私が気になっているのは、PCR検査をすり抜ける特徴を持ったフランスのブルターニュ地方の変異株が先々週ぐらいに発見されている。英国株などでの水際対策の遅れで、

英国株や南ア株が日本で広がりつつあるということですが、ブルターニュ株についての備えというのもやはりきちんとやる必要があるのではないかと。例えばフランスからの入国については空港の付近で14日間しっかり隔離するといった思い切った水際対策の強化を断行すべきではないかと思えます。

要するに、PCR検査をすり抜ける変異株が国内で広がれば、検査中心に考えていった感染対策というのは根幹が揺らいでしまうということになります。こういうブルターニュ株はまん延する確率は非常に低いということだと思いますけれども、まん延する確率が1000分の1あるいは数千分の1であったとしても、仮にこういうものがまん延したときの経済損失のコストは、水際対策のコストに比べれば数千倍大きくなります。ですので、期待値の計算からいっても、今そういうPCR検査をすり抜ける株について強い水際対策を導入するという事は、危機管理としては正当な政策ではないかと思っております。

○尾身分科会長 どうもありがとうございます。それでは、谷口委員。

○谷口委員 今回の議題でございますまん延防止等重点措置に関しましては、それを行うということに賛成いたします。

しかしながら、これまで自粛、時短という人と人との接触を削減する感染経路対策を行ってきて、今この限界に達してリバウンドしているわけですから、これをさらに進めるためには、さらに少しでも地域から感染源を分離していく、削減していく対策が必要になろうかと思えます。

以前にモニタリングとサーベイランスの違いを申し上げました。言っていることは同じだからとはお答えいただいたのですが、その後、新聞記者さんから、サーベイランスとモニタリングの違いは何ですかという質問をいただいておりますので、ここできちんと整理をしていただければなということには思っています。

まず、きちんと地域でのリスクアセスメントが行える。どこがハイリスクなのか。それが行えるようなサーベイランスをきちんとやっていただくということだと思います。感染症法による届出はパッシブですから、あくまで本人に症状があって、疑って、受診をして、医師がそれを見て、また疑って、検査をして初めて分かるものですから、軽症の方や無症状の方は把握できない。ゆえに最近、20代、30代の患者さんの割合が減っているわけですし、そういった方は地域に感染源として存在しているわけです。

そうすると、きちんとサーベイランスを行って、リスクエリアを特定して、そこで積極的症例探索、感染者探知というものを行って、感染源対策に結びつけていく必要があると思えます。

先ほど高齢者施設のスクリーニングのお話でしたが、地域の感染状況によってユニバーサルスクリーニングなのか、選択的スクリーニングなのかというのは考えないといけないと思えます。地域での感染伝播状況が非常に少ないのにユニバーサルスク

リーニングを2週間おきにやっても、見つかるところは非常に少ない、効果は低いと思います。地域の感染状況によって、選択的スクリーニングなのか、ユニバーサルスクリーニングなのかというのをきちんと考えていただく。これを考えた上で、積極的症例探索というのをやっていただく必要があるかと思います。

また、遡り調査は症例が増えてくると非常に難しくなっています。遡り調査というのは点から線への調査ですから、それが難しくなれば、その周辺を面としてスクリーニングしていくことが必要になってきます。そういった方向転換、疫学調査から面のスクリーニングということも考えていただく必要があると思います。

最後に病床ですが、病床確保というのは一定の限界があります。そうすると、今ある資源をいかに上手に使うかということを考えて、それぞれの病床の役割分担、回復期病床、あるいは自宅での療養を地域で連携させていかないと、急性病床は当然のことながら満床になります。

一方で、変異株の感染持続期間が野生株よりも長いというデータはあるのかどうか、少なくとも私は見たことがありませんが、これによってまた入院期間が延びる可能性があると思いますので、ここももう少しお考えいただいたほうがいいのではないかと思います。

○尾身分科会長 どうもありがとうございます。それでは、釜菴委員。

○釜菴委員 今日は3つの府県のまん延防止等重点措置の諮問をいただいているわけですが、ここに至るまでに、冒頭で両大臣からもお話がありましたけれども、感染が拡大している地域はほかにもあるわけで、例えば非常に生活圏が近い宮城県と山形県、あるいは沖縄の状況であるとか、それらの中で、今回はこの3つの府県についてまん延防止等重点措置を適用するという形を国がお考えになっておられる背景、他県はどうかということについては、今日の会議でしっかり皆さんで考えておく必要があるだろうと思いますので、それを指摘いたします。

それから、田村大臣と脇田先生から、昨日のアドバイザリーボードのお話がありましたけれども、議論の中では、まん延防止等重点措置ではなくて緊急事態宣言の発出でないと現状の対策としては不十分であるという意見も出ました。これについては色々異論もあるし、私自身の意見としては、今日のまん延防止等重点措置をまず適用してから考えていくべきだと思っていますけれども、その背景として、首都圏において、宣言を出していた時期も、なかなか移動を制限することができなかった。人がどんどん出歩いてしまうことは制限ができない。これは特別措置法の45条にかなりきちんと書かれているわけですが、まん延防止等重点措置の場合には45条は使わないわけですから、先ほど池田審議官からの御説明の中に、この移動の自粛、制限についてはきちんとお話がありましたけれども、しかし、これで実効性が担保できるのかどうかということについ

て、今回の措置で感染防止に十分意味がある、あるいは有効に機能するということを考えておかないと駄目なのではないかと感じまして、その点も指摘いたします。

○尾身分科会長 ありがとうございます。それでは、脇田委員。

○脇田委員 今、釜菡先生から御指摘があった点がアドバイザーボードで議論されたところでありますけれども、特に移動の制限というところで、昨日もその点はかなり議論がありました。

まず、大阪の状況ですけれども、変異株のまん延を防ぐのが非常に重要ということなのですが、このまん延防止等重点措置は特に大阪市に適用されるということですが、変異株について言えば、私が知っている限り、大阪市外の府下のほうでより多く検出されていて、それが近隣の奈良や和歌山のほうへも飛び火をしているという状況です。それから、少し離れた県にも、変異株陽性になるという例も既に出てきているわけです。

ですから、対処方針のほうには移動の自粛としか書いていですが、措置がある地域への出入りというものをしっかり自粛できるようにすることが必要だと思います。

既に公開されていますけれども、東大の仲田先生のシミュレーションでは、変異株のインパクトが非常に大きくて、従来株であれば今後ワクチンの接種によって緊急事態宣言を出さずに何とか抑え込んでいけるのだけれども、変異株が入るシナリオだと今後も緊急事態宣言が何回も発出されるようなことも予想される。そうすると経済へのインパクトは大きくなるということです。ワクチン接種が進んでいきますけれども、変異株のまん延をなるべく抑え込んでいくということが重要であろうと思います。

東京のほうですけれども、今のところ微増という評価をしていますが、宣言が明けてから夜間の滞留人口が非常に増えているというデータがありました。それから、若者の感染者が増えています。今日も年度替わりで非常に多くの人が動いているという状況を我々自身も感じる場所ですので、今後の感染者の増加は免れないところだと思います。東京、首都圏においても感染者の増加がさらに進むようであれば、直ちに対策を打てるような準備が必要だろうと思います。

それから、緊急事態宣言もそうなのですが、まん延防止等重点措置の効果がどの程度あるのかということもしっかり検証していくことが必要だと思います。

○尾身分科会長 ありがとうございます。それでは、押谷委員。

○押谷委員 幾つか指摘しておきたいことがあります。

まず、全体として、今回まん延防止等重点措置がされるということについては同意しますけれども、私も対応などに色々絡んでいるのですが、宮城県の状況を見てみると、もう少し早く出せなかったのかというところがあります。

釜菴先生からもありましたけれども、指標からすると沖縄もかなり厳しい状況なので、そこに出す必要はないのかということは考えておく必要があると思います。

また、竹森先生から話がありましたけれども、関西の状況を見ていると、緊急事態宣言が解除されて1か月でこの状況になっている。前回のこの会議でも言いましたが、皆さん、緊急事態宣言を解除すると、すぐに感染者数が上がるというようなことを思われている方もいらっしゃるかと思いますけれども、かなりのタイムラグがあって、まず、感染して見つかるまでに10日近くのタイムラグがある。さらに、一旦色々な飲食店などでクラスターが起きて、それが若い人たちだと全く見えないという場合があって、そこから二次感染が起きたり、三次感染が起きたりして初めて目に見えてくるということもあるので、それを考えると、1か月ぐらいのタイムラグというのは当然考えられて、そういう形で関西の状況が見えてきたということが一つ考えられる。そうすると、首都圏がまた同じことになる可能性がある。

さらに、年度末、年度初めと重なってしまっている。昨年4月7日に緊急事態宣言が発令されましたけれども、それも年度末、年度初めの人の動きがかなり大きな影響があったと考えられています。

昨年の年末、今年の年始にかけての感染拡大も、普段会わないような人たちが会うことによって、かなり感染が拡大して、世代間の伝播というようなことが起きて、普段会わないような人と会うというのは、年末年始の次に多いのは恐らく年度末と年度初めだと思うのです。入社や入学、転勤で、普段会わなかった人たちと会っていく。ここは非常に懸念されるところで、首都圏だけではなくて、地方までも含めて、今後感染が拡大する可能性は十分に考えられるということだと思います。

あとは、この会議でも何回か指摘したことですが、結局、昨年末、11月以降あれだけ増えてしまったのは、9月、10月に下げ切れなかった。全国で500人、600人ぐらいまでにはしか下げられなかった。それが感染拡大を生んでしまったということなのです。

今年の初めにやった緊急事態宣言では、それよりもさらに高いレベル、1,000人ぐらいまでしか下げられなかった。その状況で今の状況が起きている。緊急事態宣言で下げ切れなかったということなので、今回、新たなまん延防止等重点措置がなされるわけですが、これはそもそも考えられてきたのは、7月、8月の大都市の歓楽街に重点的にそこだとフォーカスが分かっている、そこに対策すれば大丈夫ということが分かっているときには非常に有効な対策の在り方なのだと思うのですが、クラスターは多様化して分かりにくくなっていて、時短ということだけではなかなかできない昼カラや昼飲みの問題や、飲食店以外のところで色々なパーティーをやっていたりする人がいる問題、非正規労働者の中で広がっているというようなエビデンスもかなりあります。

こういった、社会の中で、ある対策をするとそうでないところにウイルスが入り込んでいってしまうということがこの1年以上繰り返されてきていることで、そうすると、こういうフォーカスを決めた重点措置というのがなかなか難しい状況になってきて、地

域的にも、今、宮城県でも仙台市だけではなくて周辺地域の飲食店でもクラスターが昨日報告されています。そういう意味で、重点的にどこに集中的にやればいいのかということが分かりにくくなっている。そういう中で、まん延防止等重点措置をやるというのはかなり厳しいことなのだとということ。

そのことと関連して、この辺で一度、我々はもう一回、長期的にどういう戦略でいくのかということを考えておかないといけなくて、アドバイザリーボードも直近の感染状況しか評価しないし、この会議も諮問されたことを答えるということしかできないので、長期的にどういう戦略でいくのか。非正規労働者や外国人労働者の問題に対してどう対応するのかといったことをどこかでじっくり考えないと、もう対応できないような状況になっていると思います。

コロナ分科会のようなところで、もう一度きちんと議論をして、どういう方針でいくのかということを考えていかないと、対応が難しい局面に来ているのだと思います。

○尾身分科会長 ありがとうございます。それでは、そろそろあと数人で終わりたいと思います。舘田委員。

○舘田委員 まず、1府2県の31日間のまん延防止等重点措置の発動に賛成です。その上で、2つ質問させてください。

大分オーバーラップするところがあるのですが、1つは、今回は1府2県での発動になったわけですが、参考資料4と参考資料5を比べながら見ていたら、参考資料4で直近1週間の陽性者数を示している。それから、その右のその前1週間との比という形で説明していただきましたけれども、沖縄は直近1週間の陽性者数が36.41ですし、その前の1週間は1.74ですね。ですから、この数字だけでは見えない部分で何かの差別化がされているのだらうなと思うのです。

そういう意味でお伺いしたいのは、色々な政治判断が入ってくると思うのですが、今回のまん延防止等重点措置で選ばれた1府2県以外に、政府としては準まん延防止等重点措置地域のようなもので、恐らくそれを考えていらっしまったと思うのですが、どのようなことを考えて、そしてなぜそれを今回外したのかということに関して、教えていただきたい。

特に、京都を外すということの意味ですよね。生活圈を共有するからという形で、いつも2府1県でやっていたわけです。やるのはもうそれでいくと思うのですが、ただ、その場合に特別の注意を京都に出していかなければいけない。そこはぜひ強調されるべきだろうなと思います。それが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、モニタリング検査です。解除の前に、リバウンドを抑えるための一つの大事な対策として動かそうとしていて、今、動いているわけですがけれども、先ほどの飯泉知事の話聞きながら、何万件やってもなかなか陽性にならない。これはある意

味いいことですがけれども、ただ、やり方を少し考えていく必要があると思いました。

そんな中で、例えば札幌のすすきのの歓楽街のある部分でやったら陽性率が20%になったとか、そのようなことも我々の勉強会の中で共有されたことがありました。ですから、最初から無症状の人、そこら辺に歩いている人を対象とするわけではないわけですが、どこを狙ってやっていくのかというところをもう一度検証していく。特に、少なくとも今回リバウンドのような兆候が見られていて、まん延防止等重点措置を発出せざるを得ないような状況になっているわけですから、その部分でモニタリング検査がどのように生かされて、そして、その結果をどのように次につなげていくのかというところに関してのお考えも含めて教えていただければと思います。

○尾身分科会長　それでは、石田副事務局長。

○石田副事務局長（連合）　連合といたしましても、今回の基本的対処方針の変更については賛同したいと思っています。

これまでの約1年間の経過を経験し、そして議論に参加させていただきました。少し情緒的になったら大変申し訳ないのですが、今の段階で思うことは、感染拡大を防止する「行動変容」は、多くの国民の皆さんはしっかり理解されているのだと思っています。ただ、行動変容を継続・維持するということが非常に難しいのだということも明らかになりました。

1都3県の緊急事態宣言を解除する会議の場で、尾身会長から「リバウンドは必ず来ます」というお話をいただき、さらには、緊急事態宣言の解除は「安心」につながる解除ではなく、「警戒感や危機感の維持」を前提とする解除であるというご説明がありました。私も色々な場でこのコメントを引用させていただいております。ただ、なかなか人の心にしっかりと響かないというのが現状だと思っています。

現在の転勤・異動の時期に際して、大人数で歓送迎会をやることは自粛すべきだと思っています。ただ、同じ職場で働いていた仲間が転勤する場面で、慰労や激励したい気持ちで宴会を開くことに対し、私自身は自粛してほしいと言いますが、私でさえも、それを言うときにかなりの勇気・決断が必要です。それを広く国民の皆様によってくれるというのは相当難しいのだと思っています。また、日本の文化や慣習を曲げてでもこの緊急事態を回避すべきということは分かっているけれども、現実には、それを貫くということが非常に難しいのだということも、私も強く感じているところであります。

ぜひ、そういう意識があることを踏まえつつ、国民の皆さんが、それでも今は対策が重要だと考え、積極的に取り組むような環境を醸成できる広報や、色々なPRをさらに実施していただくことが、必要ではないかと思っています。

また、まん延防止等重点措置も、経済に色々な影響があるのだと思っています。先生方からご意見があったとおり、おそらく1都3県でも後を追って色々な変化が起こりう

ることは私も想像できますし、それが現実とならないように対応する必要があります。
「分かっていたのに十分に検討しなかった」と私は言われたくないと思っています。ぜひ有効な感染症対策を講じていただきながら、併せて国民の意識改革も進めていくなどの対応をお願い申し上げたいと思っています。

雇用・経済の関係について、先ほど西村大臣から御発言いただきましたけれども、規模に応じた支援策、支援金の制度についても早急な検討をいただければ大変助かりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

○尾身分科会長 最後に鈴木委員。

○鈴木委員 今回のまん延防止等重点措置の適用については賛成します。

ただ1点、このまん延防止というのが変異株対策である、変異株のまん延防止であるという点はぜひ強調していただきたいと思っています。既に御承知のように、大阪、兵庫において急速に変異株、N501Y株と呼ばれるものに置き換わってきています。非常に慎重に見積もったとしても、もう既に半分以上はこの変異株が占めていて、急速に流行が拡大している中で、今回のまん延防止等重点措置が行われる。

これをいかにしてここから広げないといった対策を取るためには、対象地域をまたぐ人の移動について、できれば明確に制限するような対策を取るべきであると考えます。

○尾身分科会長 どうもありがとうございます。それでは、大体全てのコメントが出尽くしました。私からも大臣、事務局に少し質問させていただきたいと思います。

何人かの委員からも質問がありましたけれども、京都等の話がありました。今回まん延防止等重点措置を行うのは3つの府県ですが、例えば沖縄の話はほとんど出なかったのですけれども、感染が拡大している沖縄、あるいは山形はなぜ入れなかったのか。京都というのは関西圏の中でなぜ外したのかといった別の文脈ですけれども、それをぜひ教えていただければと思います。

もう一点は、今回は1か月という提案ですけれども、これは一体どうなったら重点措置を解除するのか。1か月の前に解除することがあり得るのか。あるいは、1か月を延長することがあり得るのか。どういうことになったら解除するのかということを教えていただきたいと思っています。

それから、重要なのでもう一度繰り返しますが、資料2の25ページの辺りで、自粛だとか不要不急の外出、移動の自粛ということが書かれていますけれども、これは専門家の間で昨日のアドバイザリーボードでも、例えば変異株が大阪からほかの地域に行くことをどうやって防ぐかということをもう少し明確に書いたほうが良いというのが意見です。

それと同時に、一つの例で、ほかの地域から大阪に行かないようにするにはどうする

のかということ、法的な根拠は、いわゆる重点措置なのかほかの24条なのかはともかく基本的対処方針にもう少し明確に書いたほうがいいのではないのかと私は思います。

それから、アクリル板等のことが飲食店への対策で書かれていましたけれども、今、我々専門家は接触感染というよりも飛沫、特にマイクロ飛沫を防ぐことが非常に重要だという認識を持っているので、そういう意味では、単にアクリル板というようなことではなくて、飲食店の人数制限あるいは距離と同時に、二酸化炭素の濃度ということで、これは濃度計を配って、それに対する経済的支援をやったほうがいいと思いますけれども、その辺の用意があるのか。

小林委員ほか複数の委員から、経済支援ということは今しないと、結局は高くつくという話がありました。それについて、もう少し強く書けるのかということ。

最後は、例えば色々な催しが行われる場所がありますね。そういう人が集まるところでイベントなんかがあると、そこが感染源になることは分かっているのですが、そういうことを防ぐと同時に、人数制限について明確に、重点措置という法的なフレームでやるのか、ほかでやるのか、もう少し書けるのか、書けないのか。その辺のことを教えてくださいいただけますか。

○西村国務大臣 データのことや、事務的な話は事務局からしていただこうと思いますが、幾つか大きな話がありましたので、まず私からお話ししたいと思います。

谷口委員からモニタリング検査、サーベイランスとの関係を言われました。いつも谷口委員からは厳しい御意見をいただいておりますが、今回の御意見は私の考えていることと全く一緒であります。

感染がものすごく低くなったレベル、つまり解除した後の感染源が非常に少ないときは、我々のモニタリング検査、無症状で駅や空港、繁華街など、活発に活動している人が多いところで無症状の人をお願いしてやっていきながら、そこで端緒をつかむ、再拡大していないかという予兆をつかむという目的で始めようと思っていました。現に栃木など幾つかから始めて、今、それぞれ解除した全地域で行っています。

その上で、感染が広がってくると、闇雲に駅でやっても、飯泉知事からあったように、まさに陽性者は非常に少ないため、あまり意味がない。だから、予兆をつかむということではなくて、今は感染源がどこにあるかをつかむという方向にかじを切っていて、まさにサーベイランス、症状がある人が検査を受けて、どこで感染が増えているのかといったこと。あるいは民間の検査でも、無症状でもA社は1日1万件、B社もそのぐらいやるなど、ものすごい数をやっていますので、そのデータももらいながら、どこで増えているのかという地域を絞りながらモニタリング検査をやることにしています。

そこで、感染拡大の局面ですから、特にリスクの高い現場、密になりがちな作業現場や工場といったところ、かなり重点を置いた、無症状の人のモニタリング検査にかじを切ってやろうとしています。

その上で、感染源、ここは広がっているということ、無症状で感染している人が多いと分かってくれば、3つ目の検査、1つ目が症状のある人への行政検査、2つ目が我々のモニタリング検査、そして3つ目がまさにすすきのや歌舞伎町、ミナミでやったり、これまでは繁華街でしたけれども、それをそのエリアの工場群や作業場といったところでしらみ潰しにやってもらうという重点検査に入っていくということを考えています。

ですから、モニタリング検査だけで色々なことをつかもうと思っているのではなくて、行政検査や民間検査、それからSNS上のつぶやきも見ながら、どこの地域で拡大しているかを見ていく。今はまたカラオケでの感染がずっと増えてきているのですけれども、年末の時も同様に、飲み会や忘年会のツイートが大変増えていました。感染の数とカラオケつぶやきの数は相関関係があります。そういったものも併せて分析しながら、重点的なモニタリング検査をやって、ほかのデータも併せて感染源を特定していければと考えています。

今回のまん延防止等重点措置は効果があるのか、という御指摘もいただきました。今回、ぜひこれで抑えたいと思っておりますが、あるエリアの20時までの時短だけではなくて、今申し上げたようなモニタリング検査などと組み合わせながら、場合によっては先ほど御指摘もあった大阪市内だけではなくて、その周辺部でも変異株があるということであれば、どこに感染源があるのかということでモニタリング検査をやることもできますし、重点的にやっていきたいと思っております。

さらに言えば、やはり難しいのは大都市部の中心部が、密度が高く活動が活発であります。地方部は、北海道と沖縄は観光も含めて特殊な感じがしますが、島根県の高校のスポーツで出た何十人のクラスター、あるいは今、青森でまた出ていますけれども、その前に弘前の繁華街で出たクラスター、鹿児島市の繁華街のクラスター、あるいは私の地元の淡路島でもゼロだったのが80人ぐらい一遍に出るわけです。けれども、それは疫学調査を積極的にやって、クラスター対策をやれば、その範囲で封じ込めができます。他方、都市部は重点的にその中心部を押さえるという意味では、私はこの20時までの時短は、これまでも効果があることが分かっていますので、それだけではありませんけれども、ぜひ徹底してやりたいと思っております。

その上で、まさに押谷さんが言っておられたように、変異株も念頭に置いて、今後増えてきたときにどのような対策をやるのかというのは、もう一つのコロナ分科会での議論になるのかもしれませんが、今回は映画館は50%、野球場も5,000人まで入れても、感染を下げてきましたし、野球もサッカーも大相撲もそこで何かクラスターが出ていることはありませんから、多くの方は大丈夫だと思っておりますし、我々も検証しながらやってきていますので、そこは感染リスクはかなり低い。

百貨店も、ずっと開け続けてやってきて、これまでは人数制限等の対策はやらなかったけれども、東京で言えば2,500人から300人程度までは減らすことができているわけです。その上で、この先、変異株も念頭に置いて何をやらなければいけないのかを考えた

時に、場合によっては百貨店の入場制限のようなことを考えなければいけないのか。あるいは、感染者数が急増すれば、去年の春のように休業というようなことを考えなければいけないのか。今回のまん延防止において全力で取り組み、周辺部も含めて様々な対策を組み合わせたいと思いますが、イベントもまた5,000人に戻すので、その辺りの議論を、今後ぜひ行っていただきたいと思っています。

その上で、特に大阪と兵庫は変異株が相当増えていることもあり、強い危機感を持ってきていますので、例えば大阪市内からの移動、大阪府内からの移動といったことについては、相当強くメッセージの発信がされると思います。府知事の発信力も含めて、我々も協力しながら、大阪、兵庫との行き来は最大限注意してやりたいと思っています。

モニタリングの関係で言うと、飯泉知事からあったところは、我々はパラドックスみたいに感じていて、徹底してアクリル板を入れて換気をやっている店は、逆にリスクは低いので、そこはある意味検査をやる必要がなくて、逆にリスクの高い接待飲食で、本当は地下に潜っているようなところを徹底的にやるほうがあぶり出せるわけです。この辺りのリスクの高いところに絞ったほうが検査は効果があるわけですので、我々も悩みながらやっていますが、また専門家の皆さんの御意見も伺えればと思っています。

ちなみに、アクリル板を今回厚労省の告示で入れるという政令になりますので、入っていない店には命令がかけられることになり、これは「換気がいいこと」としか書いていないのですけれども、通知で1,000ppm以下であるとか、あるいはこういう技術や支援策がある、アクリル板や換気につきましては様々な補助金がありますので、我々は通知でしっかりと周知し、徹底したいと思っています。

それも含めて、小林委員、飯泉知事からありましたけれども、我々は経済支援、財政支出を渋っているつもりは全くありません。ちなみに、今回の協力金だけでも3.6兆円用意しています。しかも今回は大規模なところにも規模に応じて支援をしようということで今、最終の詰めを行っていますし、全くそういうことは考えていないのです。ただ、まん延防止は休業要請まではできない。緊急事態宣言の前の段階ですので、前の段階でかなり強い20時までの時短などによってやるということにしていますので、今回休業まではできませんけれども、今後の対策として、変異株がかなり広がってきたときはどうすればいいのかということを含めて、引き続き色々な事態を想定して考えていきたいと思っていますし、専門家の皆さんにもよく御意見をお伺いしたいと思っています。

あとは元に戻ってしまうというお話で、経済界の人とお話ししていても、形状記憶合金みたいにすぐ元に戻りたがるというところはあって、我々も注意しなければいけないということによく言われますけれども、新たな日常にしないと駄目なんだと。マスクをして、会食のときもマスクをすとか、これも今回徹底して見回りの中でやろうと思っていますが、大人数で行くと駄目だということを含めて、かなりの人は理解をしてくれて、耳にたこができるくらい、その部分は徹底して言っていきたいと思っていますし、オン

ラインを様々な場面で活用して、本当はしばらく挨拶回りもやめてもらったほうがいいのですけれども、そういったことも含め、しっかりとお願いをしていきたいと思っております。

○尾身分科会長 どうもありがとうございました。それでは、事務局のほうから。

○事務局（池田） 相当程度、大臣からお答えをいたしましたので、残余の部分について、簡潔に御説明させていただきます。

まず、今回の1府2県、3団体以外の都道府県の検討状況と、竹森構成員、舘田構成員から、京都府を含めた広域圏での考え方はしないのかという御質問がございました。

まん延防止等重点措置の場合、ある都道府県の特定エリアで感染が拡大している場合に講じる措置でございますので、緊急事態宣言のように、必ずしも経済圏で捉えて、関西圏で考えなければならないわけではないと考えております。

ただ、今回も大阪府、大阪市と、兵庫県で重点措置地域に指定される予定と承知しております神戸市、西宮市等は、阪神間の経済圏でつながっております。同じような感染状況になる可能性はあるので、京都府についても引き続き注意深く見てまいりたいと思っております。

その上で、尾身分科会長からも御質問がございましたが、感染状況が厳しい都道府県で、今回のまん延防止等重点措置の実施に当たって検討に上がった団体がございます。幾つか申し上げますと、沖縄県は非常に厳しい感染状況になっておりますが、沖縄県独自の21時からの時短要請が4月1日、今日から始まります。県の意向も伺いましたところ、まずはその効果を見ていきたいとのことでございました。まん延防止等重点措置はできるだけ都道府県の意向も尊重しながら実施について検討していきたいと考えておりますので、引き続き感染状況を見極めてまいります。

また、愛媛県も感染者数を見るとステージⅢの状況ではありますけれども、まだステージⅡに近い水準であるということと、感染拡大の主たる原因が夜の街のクラスターを中心に出てきていることから、県の方で独自に時短要請、重点検査を行うということでございます。愛媛県と連携しながら、もう少し状況を見極める必要があると考えております。

それから、山形県も非常に感染状況が厳しいのですけれども、3月27日から県独自の時短要請が始まっております。この効果、それから歓楽街を中心に重点検査を実施してはどうかという話を申し上げておまして、そういった効果を見極めるとともに、山形県の場合、宮城県仙台市との社会経済圏の一体性があるため、仙台市の方を抑え込むことができれば、山形県の方にいい影響が出てくるのではないかなと考えております。そういったことも含めて、これも今しばらく県とよく連携しながら、状況を見極めてまいりたいということで、今回は3団体の実施を諮問したということでございます。

尾身分科会長から、どのような状況になったらまん延防止等重点措置は終わるのかという御質問がございました。第一義的には、基本的対処方針に書いておられますとおり、感染が拡大しているエリアが、減少なり収束に向かっていくことが一番大事だと思っております。また、そのエリアだけではなくて、県全体としてもステージⅡに向かっていくということも見てまいりたいと考えております。

移動の自粛について御質問をいただきました。大臣からもお答え申し上げましたが、今回の重点措置区域の取組について、移動の自粛については緊急事態宣言と同様の取組内容を基本的対処方針に書いております。また、今回1か月という実施期間としましたのは、終期がゴールデンウィークの終わりに来るわけでございます。そういった意味での人の移動ということも考慮しつつ、今回の重点措置の期間を考えたということでございます。

私どもが一番気にしておりますのが、変異株が多数出ている大阪府、兵庫県でございます。両団体との往来については、移動の自粛については徹底が図られるように、よく大阪府や兵庫県と話し合いをしていきたいと考えております。

尾身分科会長から、入場者の整理について御指摘がございました。入場者の整理につきましては今回、基本的対処方針で相当書いております。まず飲食店については、法令上、今回まん延防止等重点措置の中で店側に入場者の整理を行うよう要請ができることになっておりますので、入場の整理をしっかりやっていただきたいということを法令上の要請として行っていく。それ以外の様々な大規模施設についても、飲食店に準じて、入場者の整理等に取り組んでいただきたいということを基本的対処方針に書いております。

また、先ほども御説明しましたとおり、事業者だけでなく住民にも、できるだけ混雑している場所、時間帯は避けて行動してほしいとの要請を行うよう、基本的対処方針に記載しております。入場者の整理、混雑の回避ということについては、今回の重点措置地域での取組において相当強く意識として盛り込んでおります。

○事務局（奈尾） イベントについて一言だけ補足させていただきたいのですが、イベント開催については、クラスターが発生したときのインパクトが大きいという特質と、特に大規模イベントでは人の移動が大規模になるという2つの大きな特徴があると認識しております。

緊急事態措置の期間においては人数上限は5,000人、それ以外については人数上限は5,000人か収容定員の50%、例えば3万人のアリーナであれば1万5000人となるという運用をしまして、緊急事態措置から外れる場合には、1か月ほど経過措置を置いて1万人上限で運用しているということでもあります。

今回のまん延防止等重点措置については、緊急事態措置中と同じように5,000人という人数上限で運用しようと思っておりますので、よく都道府県に周知して運用したいと思

っております。

○尾身分科会長 それでは、厚労省。

○厚生労働省（佐々木） 3点、簡潔に御報告申し上げます。

1点目、25ページにあります高齢者施設の従業者に対する検査の頻回実施の頻度に関してでございますが、2月、3月にもう既に実施をしていただいている中で、2か月に1回であるとか、1か月に1回というような事例もございましたが、2週間に1回程度という事例もございましたので、既にそういったものを周知しておりまして、施設の御協力を得ながら、2週間に1回程度というものを念頭に、働きかけを行っていくという理解でございます。

2点目、変異株に関する退院基準に関しましては、昨日のアドバイザリーボードでも御議論いただきました。今、国立感染症研究所におきまして国内症例の分析を行っていただいております、分析結果を踏まえて早急に退院基準の見直しを検討しているところでございます。

3点目、水際対策でございます。フランスに関しましては、既に新型コロナウイルス変異株流行国地域に指定しておりまして、検疫所が確保する宿泊施設に3日間待機をしていただきまして、検査を受けていただき、その後で陰性と判定された方についても14日間、自宅等で待機をしていただくという措置を取っているところでございます。

○尾身分科会長 どうもありがとうございました。それでは、もうそろそろまとめに入りたいと思います。

今日の政府からの3府県についての重点措置を1か月講じるという大きな方針については、特に異論がなかったと思います。

今日の夕方、政府の対策本部が開かれます。その後、大臣等の記者会見もあると思うので、一応今から申し上げるようなことを対処方針分科会のコンセンサスとして申し上げたいと思いますが、そんなことでよろしいでしょうか。細かいことは後で文章を考えますけれども、アイデアとしてこのようなことだと思えます。

まず1点目は、今回の直近の緊急事態宣言の発出の期間の中で、もう既に人々はいわゆるコロナ疲れということで、国や自治体の要請について、多くの人は頑張っていたのですが、元々の生活に戻りたいということが街にあふれ、このことは事実ですから、まずはそういう現実も認めるということがあると思えます。

今回のまん延防止等重点措置については、一般には飲食店の時短というものと比較的にリンクして考えられると思えますけれども、今日の政府の提案は、もちろん時短はこれからも重要で、20時までにするということ。ただ、それは今回の対策の一部で、目的は重点措置を発令するというのではなくて、大阪をはじめ今の感染状況を何とかして短

期間に下方にしたいということであって、重点措置はそのための一つの方策で、時短だけを活用するというよりも、その他パッケージとして、資料2の25ページに色々な対策が書いてある。

1つ典型的な例が、例えば自治体による見回りというようなことは、今まではっきり言ったことがないのです。そういう意味で、私は今回の一つの特徴は、人々のコロナ疲れ、協力が得られにくくなっている状況を何とかしたい。そのときに自治体、国が単に市民によろしくということそのまま継続することは、もうほとんど効果がないということがはっきりしていると思います。

では、市民の人にこれからも協力をしていただくためには、この前の諮問委員会のまとめとして申し上げて皆さんの了解を得たのは、今は国、自治体が単に市民にお願いをするだけではなくて、その前に今まで以上に汗をかいて、しっかりとした結果を出すという姿勢が見えない限り、恐らく市民は納得しないということで、今回の提案は単に時短というものだけではなくて、かなり強い見回りというのが一つの例ですけれども、アクリル板に対する経済支援や検査もしっかりやる。このことがあるので、国、自治体は今まで以上に汗をかいてもらいたい、これが一つ強いメッセージにならないといけないと思います。

2つ目は、昨日のアドバイザリーボードの半分以上の時間がそれに取られたと思いますけれども、変異株の影響です。単に変異株の影響が懸念されるというステージはもう過ぎたと思います。はっきりした、いわゆるサイエンティフィックなエビデンスというまでにはまだ行っていませんが、特にイギリス株を中心とした株は、普通の既存株に比べて感染力が高いと考えたほうが良いという状況証拠が出ているので、もちろん今回の大阪や宮城がそのことで感染したというのはまだ主たる原因にはなっていませんが、しかし、このことが一つ影響しているということはほぼ間違いないので、このことは一般の市民にしっかりと、変異株の問題があるということではなくて、感染力が強くなっている可能性があるのだということをしかり述べる必要があると思います。

飯泉知事から、いわゆる重点措置の発出については今回も西村大臣と知事には毎日のように連携をさせていただいて、国からの提案というのと、もちろん今回は自治体からの提案というのが非常に重要ですが、そういうことが大事で、今回は十分やっていただいたと思います。

その上で、重点措置を決めてから出すのにまた数日かかって、対処方針分科会をやって、というようなことで、結果が出るのはさらに先ですから、このプロセスをかなり速くしなくてはならないということもこれからの課題です。一つここでは、重点措置というのは緊急事態宣言と法的な位置づけが違いますので、これはこれからも他の県で何度か出てくる可能性がある。むしろそれをうまく活用する。恐らくこの1回で終わりということではないので、こういうものとして積極的に活用するというメッセージを出すことが必要だと思います。

それから、東京が一番典型的ですから、東京もいずれこういうことになってくる可能性があるということで、今回は3府県に重点措置が出されましたけれども、メッセージを出すときに、ほかの都道府県も今以上にしっかりやらなくてはいけない。そこは国、自治体が汗をかくことがまず初めで、その上で、それを前提に人々に協力を得るということだと思えます。

もう一つは検査の話で、今、谷口委員からも、これからは今まで以上に感染源対策に結び付けていくというのは、去年の4月と比べれば一番典型的な違いです。去年の4月は極力8割、できれば7割という非常に大きな網をかけてやったわけですが、今年1月の緊急事態宣言では飲食店、さらに今回はもう少し、実際に感染源のあるところに重点を置いてやるというように、だんだんと特定のエリアに絞った対策をしていく。それが経済との両立ということもいずれあるわけですから、そういう意味で、総論的なことではなくて、まず、感染が起きているところに焦点を当てる。重点という意味は、地理的な重点だけではなくて、そういう意味も入っているということだと思えます。

そういう中で、積極的疫学調査をもっとしっかりやっていただきたいという話が飯泉知事からあったし、今はモニタリング検査をやっても的中率が低いということで、もう少し事前確率が高いところに絞って効率的にやったらいいのではないかと。これはもう一つのコロナ分科会を中心に、アドバイザリーボードもやって、より効果的な検査の方法をどうするかということをやりたいと思えます。

昨日もアドバイザリーボードでも出たと思えますけれども、例えば宮城や大阪は、今回は皆さんが同意して、非常にいい決断だと思えます。しかし一方、もう少し早く出せなかったのかということも当然あるわけです。そういう意味では、皆さんは御承知だと思えますけれども、コロナ分科会は、既に前から我々自身への宿題ということでやってきて、例のステージの考え方、指標の考え方について、本当はなるべく近々出したかったですけれども、今日こういう状況になったので、今日は議論しませんが、新たに改訂したステージの考え方、指標の考え方も近日中に出さなければなりません。

今、新しいステージに入っているのです。なかなか難しいステージです。クラスターも多様化している。そういう中で、どのような戦略、重点措置も含めてという大きな戦略を立てる必要があるので、それについては近々コロナ分科会で提案をさせていただきたいと思えます。

そのようなことで、最後になりますけれども、今回この重点措置が実際に効果があったのかということ。当然、効果があって、感染が確実に下がってくれることを期待するわけですが、危機管理ですから、そうならないということもあるので、そういう意味では、適宜評価する。アドバイザリーボードはこの間も頻回に評価すると思えますけれども、色々なシナリオをやって、1月の緊急事態宣言も含めて、こういう評価ということも専門家集団が国と連携して、また、それがこれから新たな重点措置の適用のやり方にも関係するので、そういうことも時間をかけないで、しかししっかりと議論

をするというようなことが、今日の皆さんの議論の大体のまとめだと思います。

今回、今までと一番違うのは、これまでは感染源は飲食店ということでフォーカスを当てた。これが直近の緊急事態宣言で効いたわけです。しかし、今はこのウイルスはどんどん変化している。我々もそれに対応しないと、このウイルスに負けてしまうということで、今回の一つの特徴は、多様性ということと、やはり変異株ですね。これは軽視できない状況だと私は思いますので、そういう意味では、そのことを一般の人にも知ってもらおう。ただし、そのためには国と自治体が今まで以上に汗をかくという姿勢と、ただ言葉ではなくて実際にやるということが、一般の市民に伝わるということが最低の必要条件だと思います。

そんなことを今日の対策本部あるいは記者会見で申し上げたいと思います。そういうことを条件に、今日の政府の提案については合意ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○尾身分科会長 オンラインの方も特によろしいですか。

(異議なし)

○尾身分科会長 では、そういうことで、今申し上げたことを条件に、今日の政府の提案については合意したということにします。どうもありがとうございました。

○事務局（三浦） 次回の日程等につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきます。本日は、急な開催の御案内にも関わらずお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。